

(別記様式1)

[工 事]

〈特約条項〉

約款第38条に、次のただし書きを加える。

ただし、平成28年4月1日以降新たに請負契約を締結する工事に係る前払金については、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。